

第1回保健福祉審議会議事録

開催日時：令和4年8月24日（水） 13：30～14：30

開催場所：太子町庁舎 議会棟1階 全員協議会室

協議事項：議題1 新規策定：地域福祉計画

議題2 進捗報告：障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）

議題3 改定：地域保健推進計画（第3次）・食育推進計画（第2次）

出席委員：開発直明委員 龍田孝夫委員 福本潤委員 山田隆昭委員 長谷川節男委員

蔵屋正之委員 西脇英子委員 小田久美子委員

武田英樹臨時委員 岡本功臨時委員

欠席委員：浪花いづみ委員

事務局：嶋津一弥生活福祉部長 重末素子副課長

説明員：北陽一郎社会福祉課長 山本朋愛係長

谷口美香さわやか健康課長 福井敬子係長

発言者	内容
事務局	皆さんお揃いですので令和4年度第1回太子町保健福祉審議会を始めさせていただきます。本日の審議会の日程はお手元に配付しております次第に従いまして進めさせていただきます。なお、コロナ禍により会議時間は約1時間程度を予定しております。それでは、開会に当たりまして、服部町長よりご挨拶申し上げます。町長よろしくお願ひします。
町長	皆さんこんにちは。ちょっと事務局から座ってあいさつするようにと言われておりますので座って失礼します。昨年にも増しまして厳しい暑さが続いておりますけれども、皆様いかがお過ごしでしょうか。委員の皆様におかれましては、コロナ禍の中、また、いろいろと公私お忙しい中、第1回目の太子町保健福祉審議会にご出席賜り誠にありがとうございます。また、平素は太子町の保健福祉行政にいろいろとご理解ご協力、またご指導を賜りまして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。本日は太子町地域福祉計画及び地域保健推進計画（第3次）・食育推進計画（第2次）の2件について諮問をさせていただきます。また、太子町障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の進捗状況についても報告をさせていただきます。詳細な内容につきましては、後ほど事務局より説明いたしますのでよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。最後になりますが、皆様の益々のご健康とご活躍を祈念いたしまして簡単ですがあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

事務局	次に、令和４年４月１日付けの委員改選後、初めての審議会となりますので、委員の皆様の紹介をさせていただきます。正面の方から順に申し上げます。社会福祉協議会より蔵屋正之委員です。医師会より開発直明委員です。歯科医師会より龍田孝夫委員です。龍野健康福祉事務所より福祉室長の福本潤委員です。連合自治会より山田隆昭委員です。老人クラブ連合会より長谷川節男委員です。民生委員児童委員協議会より西脇英子委員です。一般公募により小田久美子委員です。地域福祉計画の策定に当たりまして、今年度の審議会は特別な事項を調査審議しますので、地域福祉計画に係る審議のみ、２名の臨時委員に加わっていただいております。美作大学社会福祉学科教授武田英樹委員です。社会福祉法人あすか会統括施設長岡本功委員です。龍野健康福祉事務所の地域保健課長の浪花いづみ委員は公務の都合により欠席です。続きまして、太子町側の紹介をさせていただきます。太子町長服部千秋です。生活福祉部長嶋津です。地域福祉計画の説明員として社会福祉課から課長の北です。地域福祉係長の山本です。さわやか健康課より地域保健推進計画の説明員として谷口課長、福井係長の出席を求めています。後ほど、審議の際にこちらに着席いたします。最後に本日の司会を務めさせていただきます社会福祉課副課長重末です。よろしくお願いします。 さて、本審議会は、臨時委員を含め１１名の委員で構成されています。本日は１０名の委員に出席していただいておりますので、太子町保健福祉審議会条例第６条第２項の審議会は委員の２分の１以上の者が出席しなければならないという規定を満たしておりますので、会議が成立していることを報告させていただきます。 それでは、ただいまより審議会を開会いたします。まず、次第４の会長の選出に入らせていただきます。保健福祉審議会条例第５条第１項に審議会に会長を置き、委員の互選により定めるとの規定がありますので、委員の皆様から会長をご推薦いただきたいと思います。どなたかご推薦いただけませんか。
西脇委員 事務局	蔵屋委員にお願いしてはどうでしょうか。 ただいま、西脇委員より蔵屋委員の会長就任をという推薦がありましたが、ほかにご意見ございませんか。ないようですので、委員の皆様にご異存ないようでしたら拍手をもってご承認いただきたいと思います。 （拍手）ありがとうございます。委員全員の推薦によりまして蔵屋委員が会長に選出されました。蔵屋委員には会長席への移動をお願いいたします。ここで、新会長よりご挨拶をいただきます。蔵屋会長よろしくお願いします。

蔵屋会長	ただいま会長に選任されました蔵屋でございます。何分不慣れではございますけれども、太子町の保健福祉施策が一層充実するように、皆様のご協力を得ながら、会議を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。続きまして、服部町長より蔵屋会長に二つの計画についての諮問をお願いいたします。
服部町長	「太子町地域福祉計画」について、社会福祉法第 107 条の規定により策定する「太子町地域福祉計画」について、貴審議会に諮問いたします。太子町地域保健推進計画（第 3 次）・太子町食育推進計画（第 2 次）について、健康増進法第 8 条第 2 項及び食育基本法第 18 条第 1 項の規定により策定する次期「太子町地域保健推進計画（第 3 次）・太子町食育推進計画（第 2 次）」について、貴審議会に諮問いたします。
事務局	ただいまより審議に入らせていただきます。議長は審議会条例第 6 条第 1 項の規定に基づきまして会長が議長を務めることとされておりますので、これからの議事進行につきましては蔵屋会長をお願いいたします。なお、町長は公務のためここで退席させていただきます。それでは蔵屋会長よりお願いいたします。
蔵屋会長	ただいまより議長を務めさせていただきます。委員の皆様には改めまして、協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。 ここで審議に入る前に、審議会条例第 5 条第 3 項の規定に基づきまして、会長職務代理者として、開発直明委員を議長より指名させていただきます。 また、本日の審議会議事録の署名委員を審議会規則第 4 条第 2 項の規定に基づきまして、議長より指名させていただきます。署名委員は山田隆昭委員、小田久美子委員をお願いいたします。 それでは、ただいま服部町長より諮問がございました案件につきまして、皆様で審議をしていただきます。本日の説明員は、太子町地域福祉計画及び障害福祉計画等については、社会福祉課が行います。説明員として北課長、重末副課長、山本係長の出席を求めています。それでは、新規策定の「太子町地域福祉計画」について説明をお願いいたします。
説明員	説明をさせていただきます。事前にお配りしております資料で「令和 4 年 8 月 15 日現在の地域福祉計画（案）」と、別添資料 1 として、「第 2 章 本町を取り巻く状況」というグラフ等が載ったもの、1 枚ものの別添資料 2 と 3 を使って説明をさせていただきます。地域福祉計画の素案としてお配りしているものをご覧くださいませでしょうか。こち

らの計画につきましては、現在第1章から第4章までの概要をまとめたものを提示させていただいております。順番に説明させていただきます。第1章の計画策定にあたりまして、まず計画の目的をお示ししております。「地域福祉」とは、全ての人が住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活ができるよう多様な主体が協力し、「共に支え合う生涯活躍のまちづくり」のことを指します。本計画は太子町の住民の皆様がこれまで培ってきた「地域力」を維持しつつ、今後の地域福祉の推進を図るため、その理念と方策を取りまとめたものです。策定にあたりまして、住民の皆様のアンケートや団体等へのヒアリングを通して、現状の地域生活課題や将来に対する不安や懸念等を具体的に収集させていただきます。この計画を実践することで、地域との連携を一層促進し、共に支え合う「地域共生社会」の実現に努めてまいりたいと考えております。計画の位置づけとしましては、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画が「地域における福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置づけられました。それに基づき、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されております。こちらの改正で、努力義務化されたこの地域福祉計画を本町としては、来年度から初めて策定することといたしております。上位計画と諸計画との調和連携については、総合計画を上位計画とし、子ども・子育て支援事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画などの分野別計画を横断して、町の地域福祉における基本方針と施策展開をお示しします。地域福祉計画の策定期間ですが、令和5年度から令和11年度までの7カ年とします。下の方には太子町の個別計画の計画期間を掲載しております。続きまして、裏面に移ります。計画策定の方法ですが、先ほどお示しましたようにアンケート調査を実施いたしました。対象は町内に在住の2,000人の方を無作為抽出し、回収率が50.3%でした。皆様からのアンケートをもとにご意見を参考にして計画を策定いたします。また、学識経験者、地域団体代表者、福祉関係者、公募委員等からなるこの審議会において、計画をご審議いただきます。続きまして、第2章ですが、別添のグラフをお示ししているものになるんですけど、一つ一つの説明は省かせていただきますが、太子町の特徴といたしまして、人口の減少については緩やかなものとなっております。ただし、減少している状況であります合計特殊出生率についても同じ状態です。また、要支援・要介護認定等につきましては、高齢化率が高くない太子町ではありますが、過去に比べまして倍増しているような

	状況になります。ひとり親家庭につきましては、大幅に増加しているわけではないんですが、父子家庭が増加しているという現状にあります。生活保護につきましても大きな変わりはありません。こういった基本的な太子町の特徴をもとに計画を策定していきます。第3章の地域生活課題の抽出につきましては、先ほどご説明しました住民アンケートと3ページ目に移りますが、関係者アンケートとして15団体をお示ししていますが、その団体から聞き取った結果をもとに策定していく予定にしております。続きまして、第4章に移ります。こちらからが計画の具体的な内容になりまして、本日お示ししているものは大枠にすぎないのですが、別添資料2や3にお示ししているとおり、現在ある太子町の施策やこれから新規に行っていきたいと考えている施策等を盛り込みまして、地域福祉のあり方について策定していく予定にしております。基本方針としましては5つのものをお示しします。1番としては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、2番「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」、3番「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、4番「地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項」、5番「包括的な支援体制の整備に関する事項」を盛り込む予定にしております。少しお話ししましたが別添資料2につきましては、施策の体系を掲載しております。こちらが大枠のものになります。一つ一つご説明する時間がなくて申し訳ないのですが、こちらは主に今現在、それぞれ担当課が行っているものについて、横断的に切れ目のない支援を行うことや他団体との協働により、新たな地域福祉をつくっていききたいというような内容になっております。別添資料3につきましては、体系をより具体的に一つ一つ掲載しているものになります。今現在お示ししているものが全てではないんですが、これらをもとに、施策を展開していきたいと考えております。非常に簡単な説明になるんですが、説明は以上とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
蔵屋会長	ただいま説明がありました諮問事項につきまして、これより質疑を行います。質疑やご意見はございませんか。質問がある方はマイクをオンにしてお話し願いたいと思います。武田委員。
武田委員	このたび、地域福祉計画の策定案ということで、ご提出いただいた内容と国の方針等と照らし合わせていくつか気になった点をご質問させていただきます。まず、一つ目なんですけれども、国の方針の中にも、また他の都市でも取り上げられている内容として、SDGsの視

説明員	点というのがあるんですけど昨今中学、高校では教育内容の中でも、あたり前に出てきている部分でもあります。そういった部分、この地域共生社会の中で計画にSDGsの視点を盛り込むっていうことに関してはいかがなお考えでしょうか。 SDGsの目標の掲載につきましては、全17項目のうち8項目が該当すると思われますので、本日は掲載はしていないんですが、計画の表紙に該当する目標を掲載する予定で、現在準備を行っております。
武田委員	2点目なんですけども、詳細なアンケート調査の報告書等もいただいております。全てをしっかりと読み込めたわけではないんですけども、気になる点として、アンケート調査の結果から社会福祉協議会の認知度が低いというような結果が出ているということが気になります。例えば20代で65%しか知らない、30代でも58%が社会福祉協議会の存在を知らないということで、私、社会福祉の専門としてはゆゆしき状況かなと思っております。そういった中で、社会福祉法人ですね、地域における広域な取り組みを推進するにあたって例えば、西播磨4市3町の中でも、太子町のみが社会福祉法人の連絡協議会を設置していないというような状況があるかと思しますので、認知度を高めていくということも含めてこういった協議会の設置を検討する必要はないでしょうか。
説明員	今回、太子町で初めて地域福祉計画の策定という取り組みを始めたわけなんですけれども、それにあわせて、太子町社会福祉協議会におきましても、地域福祉推進計画を私どもの計画とあわせて今現在見直しを行っております。それで、その計画の中に先ほど委員がおっしゃられた社会福祉法人の連絡協議会の設置なども、確か西播磨で太子町だけがないんですけれども、それについても、その推進計画の中に盛り込んでいただいて、計画策定の際には住民周知をする必要もございますので、その中で、20代30代といった方々に社会福祉協議会の存在意義がよくわかるような形での周知方法をこれから検討して計画の周知を行っていくように、これから社会福祉協議会と協議を行いながら進めていきたいと考えております。
武田委員	3点目、計画の施策等の中で、社会福祉法人の役割というのが盛り込まれていたかと思うんですけども、昨今の複雑多様化した社会福祉のニーズに対応していくという状況の中で、フットワーク軽く対応していくというような部分も含めていくと、基盤のある法人になりますと、よりフットワーク軽く、組織として小さな組織として動けるのかなと思います。そういった中で、社会福祉法人に加えて、NPO法人等、この町内にある法人を発掘していったって、そちらを育成していく、そういった中

説明員	で連携の体制を築いていくってということも盛り込むのがいいんじゃないかと思うのですがいかがでしょうか。 太子町から兵庫県にNPO法人、届け出をされている団体を調べたら、6団体あったんですけども、そのうち「太子の風」が現在、もう活動をやめるという声をいただいているんで、5団体のNPO法人が登録されているんですけども、私どもの施策の中で今現在具体的な取り組みの中でNPO法人っていうのは、フードバンクはしましか記載はしていないんですけども、町内にある五つのNPO法人、活動内容、これから内容を確認して太子町の福祉行政と連携できる業務について検討して、新たに具体的な施策の中に追加して盛り込んでいきたいと考えております。
武田委員	NPOとして任意団体としても非常に活発に活動しておられる団体がもし今後出てくるようであれば法人格にかかわらず、そういったところとの連携もあればよいのかなと思います。例えば、姫路市の方においてもこういった市の協議会とかに法人格を持たない団体が、委員として入っているという事例もありますので、そういったことも今後視点においておくのもいいのかなと思います。あと4点目です。まさに地域共生社会の中で包括的な支援体制ということを施策の中でも上げられておりますけれども、行政というのはどうしても縦割り行政の部分が組織としてもあります。ただこの地域共生社会というのは分野にかかわらず横断的な組織体系というところが求められますので、そういった中で計画がまず、文章だけのものにならないように、問題点があればそういったところを緩和していけるような体制をとっていただきたいとこちらの希望でもあります。
説明員	現在、国県から垣根がない相談を受ける体制、重層的支援体制を整備するようという法改正に伴って通達も来ております。太子町におきましても、その垣根がない、総合的な相談を受け付ける組織体制について、生活福祉部内で検討を始めたところでございます。どういった検討かと申しますと、私どもの場合だと社会福祉課、高年介護課、保健福祉会館にさわやか健康課といったところでも各種福祉に関する相談窓口があるわけなんですけれども、そういった窓口業務のあり方について、見直しをして、それを包括的にすべての相談が受け入れ、窓口を役場と保健福祉会館とそれぞれ複数の場所で設けられる方法について、今現在協議を始めたところでございます。詳しいことについては、ソフト事業とか、新たな補助事業とかも始める関係もございますので、今すぐにできるものではございませんが、これから年次計画を立てて、その重層的な

武田委員	支援体制については、整備を行っていきたいという考えで始めております。 最近でしたら委託事業等で例えば生活困窮者の自立支援事業等も含めて委託先ということもあると思いますので、行政内だけではなく、委託先との垣根のない体制をお願いしたいと思います。最後です。こちらの案のところで上げていただいている内容の中で、住民の役割についてというところがなかなか示されていないのかなど。住民参加参画という形で、地域福祉計画というのはあるものですので、この計画において住民の役割について示していくということも、必要ではないかなと思うのですがいかがでしょうか。
説明員	住民参画についての記載は確かに委員おっしゃるとおり、現在のこの計画の素案にはその旨の記載はされておられません。やはり今の計画上、住民と連携して一緒にやっていくという中でどういった役割を担っていただくかっていうのはやはり記載する必要があるかと思いますので、計画にこれから追加していきたいと考えております。
武田委員 蔵屋会長	私のほうからは以上です。よろしくお願いいたします。 ほかにご質問ございませんか。ないようですので、地域福祉計画に係る質疑をここで終わります。 続いて、太子町障害福祉計画（第6期）・太子町障害児福祉計画（第2期）の進捗状況をお願いいたします。
説明員	今お手許に配りました計画は令和5年度末まで計画しておりますが、障害者、障害児の方々の意思決定の尊重をキーワードとして障害者の方が必要とする障害福祉サービス、その他の支援を受けながら自立、社会参加の実現を図っていくことを基本として、この計画を作っています。その後、計画に基づいていろいろな施策を進めているんですけども、その進捗状況の報告を定期的に保健福祉審議会場でさせていただきたいと思うので、今日はそれをかいつまんで幾つかご報告したいと思います。まず、15ページをお開きください。「第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の方向」ということで、2番の「成果目標」というのがページの中ほどにあるかと思います。「施設入所者の地域生活への移行」ということで、福祉施設の病院であるとか、施設から地域生活の方へ移行していきましようというふうになっているんですけども、今、太子町の方で福祉施設に入所してる方が61名いらっしゃって、その方が退院とかされて、グループホームとかに移って行って、地域で普通に暮らしていけるようにというふうを目指しているんですけども、この新しい計画が始まってからなんですが、去年からは、移行者

の方はまだいらっしゃらなくて、来年度末までに国が大体入所者の6%ぐらいの方が移行していくのを目指しているので、あくまで国の示す数字ではありませんけれども、太子町としても皆さんが地域で暮らしていけるように支援していきたいと思います。1枚めくっていただいて16ページ、真ん中ぐらいに「3 地域生活支援拠点」というのが出てきているんですけども、こちらは町内で一つ拠点を委託をお願いしておりまして、そこで何をしているかといいますと、今はお家にいらっしゃるんですけども、親御さんも高齢になってきて、いつか一人で暮らしたり、グループホームに入って生活するかもしれない。でも、泊まった経験がないので体験で宿泊をして、宿泊の経験をさせていただききっかけの施設となっています。順次課題とかが出てきたら年1回会議でいろいろ話し合って、またちょっとずつ修正をしていって拠点を運営している状況です。1枚めくっていただきまして、17ページ、「障害児支援の提供体制の整備」というのがありまして、5番目の2「医療的ケア児支援」というのが出てきています。今は医療技術の進歩がありまして、障害の重いお子さんもお家で見ていらっしゃる方もいらっしゃるって、経管栄養でありますとか、人工呼吸器を使われているお子さんが大体中学生、高校生ぐらいまで太子町で5人ぐらいいらっしゃいます。そういう方が学校に行くときにいろいろどうしたらいいんやろうと悩まれると思うので、そういうときに相談に乗れるように、町の職員がコーディネーターの研修を受けて、整備しようとしています。今年、コーディネーターの養成研修を職員が一人受けまして、これから順次職員が受けていき、レベルアップを図っている途中です。少し飛びまして、19ページ、「5 地域生活支援事業の見込量」というところで、このあたりからいろんな事業の数値目標が出てくるんですけども、(2) 成年後見制度利用支援事業というのが上がっています。この計画を作ったときは令和3年度1名で、今年も1名で、来年2名というふうに計画をしているんですけども、実際には去年で2名の方を町で支援しております。障害を持たれていて、親御さんもかなりご高齢であつたりして、なかなか財産管理っていうのができにくかったりするので、その方の権利の確保のためにも町のほうでお手伝いをして後見を決定しているところです。全体的にサービスの費用というのは大体5年前から比べて約2倍前後ぐらい、日本全国そのような感じかなと思うんですけども、太子町で独自の事業っていうのは、人的にも費用的にも厳しい面もあるんですけども、それでも医療ケア時のコーディネーターとかの研修を受けてできる範囲、私たちのレベルアップを図って町民の方に適切なサービスを提供できるよう

藏屋会長	に進めています。制度の説明は駆け足でしたけれども以上になります。
岡本委員	ただいま事務局から説明がございましたが、これに対して質疑やご意見はございませんか。 18 ページ、「サービス見込量」のところなんですけど、居宅介護、重度訪問介護とか、この1番上のところでは令和2年度から見てみますと、若干時間数が増えているんですけども、個人個人の時間というのは、ほかの市町に比べて太子町少ないんです。もうちょっと増やしていただけたら在宅生活していく上で、使い勝手がいいというんですかね。何とかならないですかね、ここで言うべきことなんかわからないけど、どこで言っているかわからないですが、ちょっと一人ひとりの在宅のサービスですね。訪問系サービスの時間を増やしていただけたら。希望も含めて、ご検討いただきたい。
藏屋会長 説明員	事務局、お答えいただけるようならお願いいたします。 いつもありがとうございます。予算と相談しながら、普段はなるべくその方の状況を聞きながら、足りないという時は対応しているんですけども、声なき声を拾っているかと、私たちもちよっと心配なところではあるので。そこを計画相談していただける方といろいろお話ししながら決めていけたらと思います。善処いたします。
藏屋会長	ほかにございませんか。ないようですので、これで障害福祉計画等に係る質疑を終わります。ここで臨時委員の退室、説明員の交替及び換気のために休憩をとらせていただきます。 (休憩)
藏屋会長	再開いたします。地域保健推進計画（第3次）・食育推進計画（第2次）に係る説明員として、さわやか健康課谷口課長、福井係長の出席を求めています。それでは、太子町地域保健推進計画（第3次）・食育推進計画（第2次）につきまして、説明をお願いいたします。
説明員	それでは、太子町地域保健推進計画（第3次）・太子町食育推進計画（第2次）について説明をさせていただきます。資料は太子町地域保健推進計画（第3次）・太子町食育推進計画（第2次）の骨子案というものと、合わせて、後ろにアンケート調査の調査票をつけております。そちらをご確認いただきたいと思います。それでは骨子案の方をめぐっていただきまして、目次の章立てについて説明させていただきます。こちら前回計画が平成25年から令和4年度の10年間としまして、今回次期計画ということで策定を予定しております。計画の章立てについては、目次にもありますように、第1章が「計画の策定にあたって」、第2章が「住民の健康・食を取り巻く現

状」、第3章が「太子町地域保健推進計画（第2次）太子町食育推進計画の評価」となっております。第4章が「太子町地域保健推進計画（第3次）太子町食育推進計画（第2次）の目指す方向」、第5章「ライフステージ別の健康づくりの取り組みとポイント」、第6章「計画の推進」と資料編という6章で構成予定としております。うち第4章と第5章については、次回審議会までに作成予定としております。それでは第1章の1ページをご確認ください。この計画の位置づけとしましては、平成15年5月に施行された健康増進法により市町村に策定が努力義務として、位置づけられたものがあります。合わせて食育につきましても、平成17年7月に施行された食育基本法により市町村に、食育推進計画の策定が努力義務として位置づけられたものになっております。2ページをご確認ください。この計画の位置づけとしましては、国の「健康日本21（第二次）」、「健やか親子21（第2次）」、「第4次食育推進基本計画」の地方計画として位置づけたものになります。あわせて兵庫県が策定されている「兵庫県健康づくり推進プラン（第3次）」、「食育推進計画（第4次）」、「第2次健康づくり推進実施計画」との整合性を図るとともに、太子町におきましても「第6次太子町総合計画」をはじめとした、まちづくり・健康づくりに関連する計画を踏まえて整合を図りつつ策定をしていくものとしております。3ページをご確認ください。計画の期間としましては、前回計画と同様に令和5年度から令和14年度までの10年計画としております。また、今後の動向等を踏まえて必要な場合は適宜見直しを行う予定としております。計画の策定にあたりましてアンケート調査を令和3年度に実施しております。アンケート調査についてですけれども、まず成人については太子町在住の20歳以上の方2,000人、食育の部分についてのみ、幼児・児童・生徒、4歳から5歳、小学校2年生、5年生、中学校2年生の方にアンケート調査を昨年度しております。調査方法としましては、成人の方については郵送配布、郵送回収で幼児・児童・生徒につきましても、各学校園での直接配布・回収をしております。回収状況は、成人については有効回答数が941通、回答率は47.1%、幼児・児童・生徒については、有効回答数1,233通、回答率が95.7%となっております。この計画の策定にあたりまして、まず7月に太子町食育推進計画策定会議を実施しております。この会議につきましても、10月、3月も実施予定としております。ちょっと抜けているんですけれども、3番目に、パブリックコメントも令和5年1月ごろに予定しております。また、今、協議いただいているこの保健

福祉審議会でも協議いただく予定としております。続いて4ページをご確認ください。こちらは第2章として「住民の健康・食を取り巻く現状」としていろんな各種統計データ等を記載しております。数が多いので記載のとおりということで省かせていただきます。22ページをみていただければと思います。今回記載はできてないんですが、去年実施したアンケート調査結果の抜粋をこちらに掲載予定としております。アンケートの全ての調査結果につきましては、太子町のホームページにも掲載しておりますので、あわせてご確認くださいと思っています。3番目に「現状に対する分析」ということでアンケート結果の抜粋を掲載した後、統計データ及びアンケート結果の分析内容を記載予定としております。23ページ、第3章をみていただければと思います。こちらが前回計画の評価ということで、それぞれ取り組み方針ごとに評価をしております。評価については、AからE判定で評価しております。評価Aが現状値が目標に達している。評価Bが現状値が策定時より改善している。評価Cが現状値が策定時と変わらない。評価Dが現状値が策定時より悪化している。評価Eが判定不能。こちらは策定時の数値に不備があったり、現状値が把握困難なため評価ができないなどは、こういった判定とさせていただきます。こちらについても各評価、取り組み方針ごとに記載しておりますのでご確認ください。合わせて取り組んだ内容と現状と課題というものも掲載しております。ちょっと飛びまして43ページをご確認いただければと思います。こちら第4章としまして、太子町地域保健推進計画（第3次）・太子町食育推進計画（第2次）の目指す方向について記載予定としております。こちらにはアンケート及び統計の分析の結果、現計画の課題および次回計画の方向性で国県の計画との整合性を図りつつ、次の審議会までに作成予定としております。第5章につきましてもライフステージ別の健康づくりの取り組みとポイントということで、健やか親子21関連、健康日本21関連につきまして、兵庫県健康づくり推進プラン（第3次）を勘案しつつ作成予定としております。また前回計画には「健康危機事案への対応」が含まれていなかったために次期計画につきましては、災害時における健康確保対策、食中毒への対策、感染症への対策などを盛り込む予定としております。食育推進計画関連につきましても、現行計画では食の安全・安心、食文化の継承、地産地消の推進や栄養・食生活の4本柱で計画をつくっていたんですけども、次期計画につきましては県の計画に合わせて柱を設定し直す予定にしております。1. 子どもとその親、若い

	世代を中心とした健全な食生活の実践、2. 健やかな暮らしを支える食育活動の推進、3. 持続可能な食を支える食育活動の推進ということで、柱を変えて、作成予定としております。44ページにつきましては推進体制のこと、第6章として記載させていただいております。簡単ではございますが説明を以上とさせていただきます。
蔵屋会長	説明員の資料説明が終了いたしました。ただいま説明がありました諮問事項につきまして、これより質疑を行います。ご意見はございませんか。開発委員、もしよろしければお医者様の立場として何かご意見いただけましたらお願いします。
開発委員	日々の検診で、食生活の改善指導を行っているが、食育とは離れたものであり、ずれた意見になってしまうかもしれないが、意見を伝えます。高齢者の方がアイスクリームをたくさん食べるなどコロナ禍による偏った食生活、また（外出を控えるなど）運動不足が気になっている。この計画に運動することを盛り込んではいかがでしょうか。
蔵屋会長 事務局	ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。 2ページに、本計画の位置づけとあるんですけどもこの計画の審議の前に議論いただきました地域福祉計画、こちらの方がこの食育の計画よりも上位の計画になってきます。ちょうどこの計画と地域福祉計画と同時に完成するような予定になっておりますので、位置づけとしましては、太子町の総合計画からおりてきているんですけども、その下に太子町の地域福祉計画が入ってきまして、その下に今つくっている食育推進計画とか、地域保健推進計画、介護関係のひまわりプランとか、そういった計画が位置づけられるということで、地域福祉計画の位置づけも、この中に盛り込んでいきたいと思います。
蔵屋会長	先ほどお話のありました地域福祉計画が上位にございまして、太子町食育推進計画とか太子町地域保健推進計画等が盛り込まれてくるということと同時に進行という形で行われるようでございますが、その辺、皆さんご認識願いたいと思います。ほかに質疑等ございませんか。なかなか範囲の広いところでございますので、意見もなかなか出にくいかと思います。今日は、まだ審議会の初めということで、これから次回等いろいろご意見等出てくると思います。ほかに意見がないようございしましたら、太子町地域福祉計画及び太子町地域保健推進計画（第3次）・太子町食育推進計画（第2次）について、本日いただきました意見を踏まえて、修正等行いますので、継続審議にしたいと思います。それでは、これですべての審議が終了いたしました。予定しておりました案件が終了いたしましたので、本日の審議会を閉会いたします。委員の皆様

事務局	には、本審議会の円滑な運営にご協力を賜り誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。それでは、以降の進行を事務局にお返しします。 それでは、事務局より今後の日程等について連絡させていただきます。まず、今年度の審議会ですけれども、今日を含めまして全3回を予定しています。次の第2回は大体12月ぐらいで、そのあとパブリックコメントを町で実施をいたしまして、第3回を年が明けた2月ぐらいに予定しています。2月の審議会で答申を出していただく予定です。次の第2回の審議会では今日継続審議となりました地域福祉計画、地域保健推進計画（第3次）・食育推進計画（第2次）の審議をお願いしたいと考えております。開催日につきましては後日郵送でお知らせいたします。 2点目です。本日の会議録につきましては、作成でき次第、先ほど議長より指名がありました署名委員お二人の方に校正をお願いして署名をいただきに参らせていただきますので、よろしくお願いします。 3点目としまして、委員報酬ですが、お届けしていただいております金融機関の口座へ振り込ませていただきます。事務局からは以上です。何かご意見質問等ありましたら。ないようでしたら、これで本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。
-----	--

太子町保健福祉審議会規則第4条の規定によりここに署名する。

令和 4 年 9 月 14 日

署名委員

山田 隆 昭

署名委員

小田 久美子